

公共埼第 336-1 号
令和 4 年 8 月 31 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和 4 年 10 月施行 非常勤職員への地方公務員共済組合制度の
適用拡大に係る Q & A の送付について（通知）

標記の件につきまして、別添のとおり作成しましたので、送付いたします。

現時点では「地方公務員等共済組合法運用方針」及び「公立学校共済組合運営規則」は改正されていない状況のため、内容に変更が生じる場合もありますので、御了承ください。

なお、改正に伴い、手続に変更がある場合は別途通知します。

【担当】

資格に関すること

資格管理担当

電話：048-830-6694

掛金に関すること

経理担当

電話：048-830-6691

福利厚生に関すること

厚生担当

電話：048-830-6703

年金に関すること

年金担当

電話：048-830-6688

各種保険・互助会に関すること

互助福祉担当

電話：048-830-6706

令和4年10月施行 非常勤職員への地方公務員共済組合制度の適用拡大に係るQ&A

【凡例】

地共法：地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第115号） ※改正後の地共法
施行令：地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）
施行規則：地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）
施行規程：地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）

※ 令和4年8月24日時点の内容です。政省令により変更の可能性があります。

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
1	資格取得	共通	今回の制度改正で、新たに公立学校共済組合の組合員となるのは、どのような任用形態の職員か。	公立学校（幼稚園を含む）の教職員、県教育委員会の職員及びその所管する教育機関の職員、埼玉県立大学の職員、公立学校共済組合埼玉支部及び埼玉宿泊所の職員等のうち、 ・短時間任期付職員 ・短時間再任用職員 ・フルタイム会計年度任用職員（12月目まで） ・短時間会計年度任用職員 が該当します。 なお、短時間勤務職員の共済組合への加入要件は以下のとおりです。 ・1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上 ・上記の者以外で次のいずれにも該当するもの イ) 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること ロ) 報酬月額が88,000円 ハ) 学生でないこと また、これらの者のうち、2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定め た期間を超えて使用されることが見込まれないものは、組合員から除かれます。	地共法第2条 施行令第2条
2	資格取得	共通	現在の組合員と新たに組合員となる者に違いがあるのか。 （「一般組合員」と「短期組合員」について）	現在、現職の共済組合員は、共済組合で健康保険制度、年金制度ともに加入してい ます。 令和4年10月からは組合員種別が「一般組合員」と「短期組合員」に区別され、各制度 の加入先の組み合わせが異なることとなります。 「一般組合員」：健康保険制度・年金制度ともに共済組合に加入する組合員 「短期組合員」：健康保険制度のみ共済組合に加入し、年金制度は日本年金機構に加 入する組合員 ※ 令和4年10月から新たに組合員となる、短時間任期付職員、短時間再任用職員、 フルタイム会計年度任用職員（12月目まで）、短時間会計年度任用職員は、「短期組合 員」となります。 ※ <u>臨時的任用職員は、現在は「一般組合員」と同様の扱いですが、令和4年10月か らは「短期組合員」となります。</u> このため、年金制度については日本年金機構への移行 の手続が必要です。	地共法第74条 施行令第24条 の2

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
3	資格取得	臨時的任用	臨時的任用職員の取扱いが変わるのはなぜか。	令和4年10月1日施行の地方公務員等共済組合法第74条において「臨時に使用される職員」は長期給付の適用除外となることが規定されたためです。 なお、臨時的任用職員についても同様に、2か月以内の期間を定めて使用される者については組合員から除かれます。	地共法第74条 施行令第24条 の2 地共法第2条 施行令第2条
4	資格取得	任期付(フル) 再任用(フル)	フルタイム任期付職員やフルタイム再任用職員の取扱いには変更はないのか。	フルタイム任期付職員やフルタイム再任用職員については、変わらず長期給付が適用される「一般組合員」のみです。 なお、フルタイム任期付職員やフルタイム再任用職員についても、2か月以内の期間を定めて使用される者については、組合員から除かれます。	地共法第2条 施行令第2条
5	資格取得	共通	「一般組合員」が「短期組合員」になったとき、または「短期組合員」が「一般組合員」になったとき、組合員資格はどのような取扱いになるのか。	長期給付(年金)の適用について、以下ようになります。 ・「一般組合員」が「短期組合員」になったとき 長期給付の適用については、「そのなった日の前日」に退職したものとみなします。 ・「短期組合員」が「一般組合員」になったとき 長期給付の適用については、「そのなった日」に新たに組合員となったものとみなします。	地共法第74条
6	資格取得	臨時的任用	令和4年10月1日前から臨時的任用職員で、その任用期間の末日が令和4年10月1日以降である者は、令和4年10月1日に「短期組合員」となるときにどのような手続が必要か。	長期給付(年金)の適用については、9月30日に退職したものとみなされます。 また、10月1日からは短期組合員として組合員資格は引き続きます。 その際、共済組合への「申告書」や「退職届書」の提出は不要となります。 日本年金機構(年金事務所)へは新たに厚生年金資格取得の手続が必要になります。 なお、任用期間が10月1日をまたぎ2か月以内の期間を定めて使用される者で、その期間を超えて使用されることが見込まれない者については、任期終了まで一般組合員としての資格が継続する経過措置があります。	施行令附則第2 条第2項関係

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
7	資格取得	【9/30まで 社保適用】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(フル) 会計年度(短)	令和4年10月1日前から社会保険適用(協会けんぽ・日本年金機構)となっていて、その任用期間の末日が令和4年10月1日以降である者は、令和4年10月1日からはどうなるのか。	現在、社会保険適用の方は、令和4年10月1日からは共済組合の「短期組合員」となるため、健康保険制度は共済組合に加入し、年金制度は日本年金機構の厚生年金に継続して加入します。 その際、共済組合には短期組合員資格取得のための「申告書」を提出していただきます。 協会けんぽでは資格喪失の手続が必要となります。	
8	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	令和4年10月1日前は社会保険適用となっていないが、勤務時間(20時間以上)や報酬月額(88,000円以上)等が共済組合への加入要件を満たしている場合、令和4年10月1日からはどうなるのか。	令和4年10月1日からは、共済組合の「短期組合員」となるため、健康保険制度は共済組合に、年金制度は日本年金機構の厚生年金に、新たに加入することになります。 その際、共済組合には短期組合員資格取得のための「申告書」を提出していただきます。 日本年金機構(年金事務所)には厚生年金資格取得の手続が必要になります。 なお、現在、国民健康保険に加入している方は資格喪失の手続が必要になります。 家族の被扶養者になっている方は、家族の健康保険組合等で資格喪失の手続が必要になります。	
9	資格取得	共通	「短期組合員」として資格取得する際にも「年金加入期間等報告書」が必要となるのか。	「短期組合員」として資格取得するときは、「年金加入期間等報告書」は不要となります。	
10	資格取得	共通	「一般組合員」と「短期組合員」の組合員証は違いがあるのか。	様式は同じです。 「一般組合員」と「短期組合員」の切替えがあっても、組合員証はそのまま使っていただけです。	
11	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	短時間職員の共済組合への加入要件(勤務時間(20時間以上)や報酬月額(88,000円以上)等)はどのように判断するのか。	辞令等、職員の採用に係る正式な書類等に記載された勤務時間、任期等により判断します。	
12	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	「1週間の所定労働時間20時間以上」について、所定労働時間が1か月単位や1年単位で定められている場合はどのように算出すればよいのか。	1か月単位の場合:1か月の所定労働時間を52/12で除して算出します。(1年間を52週とし、1か月を52/12週と捉えます。) 1年単位の場合:1年の所定労働時間を52で除して算出します。(1年間を52週と捉えます。)	

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
13	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	「1週間の所定労働時間20時間以上」について、1週間の所定労働時間が周期的に変動し、一定でない場合は、どのように算出するか。	当該周期における1週間の所定労働時間を平均して算出します。	
14	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	「報酬月額が88,000円以上」について、算定の対象はなにか。	基本給と諸手当で判断しますが、以下の手当は算入されません。 ・臨時に支払われる手当 ・賞与等 ・時間外勤務手当 ・通勤手当、家族手当	
15	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	複数の所属所に勤務している場合は、どのように取り扱うのか。 (一つの所属所での勤務条件では共済組合の加入要件を満たさないが、別の所属所での勤務時間や報酬を合わせると、加入要件を満たしている場合。)	任命権者が同一であれば一つの事業所とみなし、各所属所における勤務時間や報酬を合算して加入要件を満たしているか判定します。 例1) 埼玉県教育委員会から2つの発令があり2か所の所属所に勤務:合算可 例2) 埼玉県教育委員会と市町村教育委員会の発令により2か所の所属所に勤務:合算不可	
16	資格取得	【9/30まで 社保適用外】 任期付(短) 再任用(短) 会計年度(短)	採用当初の勤務条件により、加入要件を満たし「短期組合員」となったが、実際の労働時間が週20時間未満であった場合は、当初から資格喪失するのか。	連続する2か月において週20時間未満となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間未満となった月の3か月目の初日に資格を喪失することになります。	
17	資格取得	共通	任用期間が2か月以内の場合は、共済組合に加入はできないのか。 ※ フルタイム任期付職員、フルタイム再任用職員を含む	任用期間が2か月以内であっても、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するときは、 <u>定められた期間を超え</u> ることが見込まれることとし、当初から共済組合に加入することになります。 (ア) 勤務条件通知書等に「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されている。 (イ) 同様の勤務条件に基づき任用されている者が、更新等により最初の任用期間を超えて任用された実績がある。 これまでの任用の実態によれば、多くの場合において(ア)(イ)のいずれかに該当すると思われます。	

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
18	資格取得	会計年度(フル)	フルタイム会計年度任用職員の13月目の取扱いはどうなるのか。	「短期組合員」であるフルタイム会計年度任用職員については、「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続き12月を超えるに至った」場合は、長期給付が適用される「一般組合員」となります。共済組合へは「申告書」「年金加入期間等報告書」を提出してください。	地法第2条 地共法第74条 施行令第24条 の2
19	資格取得	臨時的任用	臨時的任用職員の13月目の取扱いはどうなるのか。	「短期組合員」である臨時的任用職員については、13月目以降も引き続き「短期組合員」として長期給付は適用されません。	地共法第74条 施行令第24条 の2
20	被扶養者	共通	令和4年10月1日前に組合員である者に普通認定されている被扶養者がいる場合で、令和4年10月1日に任用形態が変わり、扶養手当の支給がなくなる場合、被扶養者は継続認定されるのか。	組合員本人が継続して資格を有するため、被扶養者についても資格が継続します。ただし、任用形態が変わることで扶養手当の支給がなくなる場合は、継続認定(特別認定への切替え)の手続が必要になります。	
21	被扶養者	共通	令和4年10月1日前には協会けんぽに加入し、認定されている被扶養者がいる場合で、令和4年10月1日に「短期組合員」になった場合、協会けんぽの被扶養者情報を共済組合が引き継いで認定してくれるのか。	協会けんぽから情報提供を受けることはしないため、新たに被扶養者認定の手続が必要になります。	
22	被扶養者	共通	「短期組合員」についても、検認事務の対象となるのか。	検認事務の対象者は、扶養手当上の扶養親族として認定されていない被扶養者のいる組合員となるため、「短期組合員」も対象となります。	
23	任意継続	共通	「短期組合員」も退職後に任意継続組合員になれるのか。	退職の日まで引き続き1年と1日以上短期組合員であった者は、任意継続組合員となります。引き続き一般組合員期間と短期組合員期間を合算して1年と1日以上となる場合も同様です。	地共法第144条 の2
24	任意継続	共通	「短期組合員」の任用期間が短い場合、任意継続組合員にならないことも想定されるが、経過措置はあるのか。	任意継続組合員となるための資格要件(退職の日まで引き続き1年と1日以上)の組合員期間があることは変わりません。 ただし、経過措置として、令和4年9月30日まで健康保険の被保険者期間がある場合は、その期間と短期組合員期間を通算して1年と1日以上を満たす場合には、任意継続組合員となる要件を満たすこととします。	地共法第144条 の2 施行令附則第2 条第1項関係

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
25	掛金	共通	掛金額はどのように決まるのか。	標準報酬月額に掛金率を乗じて算出します(円未満端数切捨)。	
26	掛金	共通	標準報酬等級(月額)の決定方法はどのようか。 実績により毎月の報酬額が変動する場合の決定方法はどのようなのか。	基本給と諸手当を合わせた報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて算定します。標準報酬は資格取得月の報酬で決定した後、毎年4月から6月の報酬をもとに9月に定時決定を行います。また、基本給などの固定給与の額が変動した月から3か月の報酬平均額を等級表に当てはめて算出した標準報酬月額が従前の等級と2等級以上差がある場合は、随時改定を行います。標準報酬は、掛金等の算定や各種給付の支給を迅速かつ適切に行うため、一定時点で決定・改定し、一定期間運用する仕組みとなっています。	
27	掛金	共通	資格取得時の標準報酬月額の基礎となる報酬月額と、短時間職員の共済加入要件である報酬月額(88,000円以上であるかないかを判定する際に算出する額)の違いは何か。	標準報酬月額の基礎となる報酬月額には、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので組合員の通常の生計に充てられる全てのものが含まれます。このため、短時間職員の共済加入に当たっての要件(月額が88,000円以上)の判定の際に算入しなかった諸手当等も加味して報酬月額を算出します。	
28	掛金	共通	対象となる掛金及びその率は。	令和4年10月からの掛金率等は以下の通りです。 【共済組合】 40歳未満:短期 48.01/1000 40歳以上65歳未満:短期 48.01/1000、介護 8.82/1000 65歳以上75歳未満:短期 48.01/1000 75歳以上:短期 4.05/1000 【互助会】 (年齢にかかわらず) 非課税 1.2/1000、厚生 2.8/1000	
29	掛金	共通	月の途中までの任期で、組合員資格を喪失した場合、掛金の支払いはどのようになるのか。	組合員(会員の)資格を喪失する月の前月分まで掛金は支払うこととなりますので、月の途中までの任期で資格を喪失した場合、その月の掛金は支払いません。	
30	掛金	共通	期末・勤勉手当の掛金は、どういった場合に支払うことになるのか。	支給日に組合員であり、支給月の末日において組合員である場合は、期末・勤勉手当の掛金を支払うことになります。	

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
31	掛金	共通	複数の任用がある場合、掛金はどのように引かれるのか。	任用ごとに報酬を集計した後、合算して報酬月額を求め、この報酬月額から算出した標準報酬月額をもとに掛金を算出します。	
32	掛金	共通	報酬明細を確認したところ、共済組合の標準報酬等級と社会保険の等級が異なるが、どうしたらよいか。	基本的に両者の等級は同様となるはずですので、福利課経理担当に連絡してください。	
33	掛金	共通	勤務した実績に基づき、翌月に報酬が支払われる職員からの掛金徴収方法はどのようなのか。	実績に基づき翌月に報酬が支給される者について、資格取得月に限り、報酬が全くない場合は、その翌月の報酬から2か月分を控除します。	
34	掛金	共通	勤務実績が少なく、報酬から掛金を徴収できない場合はどうなるのか。	共済組合・互助会から納付書を本人あてに送付します。なお、報酬が0円の月の互助会掛金は不要となり、互助会掛金を既に納入済の場合には還付します。	
35	福利厚生	共通	今回の制度改正で新たに公立学校共済組合員になる者についても、マイリフレッシュや各種補助、割引等の厚生事業は受けられるのか。 受けられる場合、組合員である任用期間中に申し込みをして、実際に補助等を受けるのは、任用期間外となってしまうても構わないのか。	厚生事業全般について、申込時と利用(参加)時に資格があれば可となります。 ※マイリフレッシュ券については、任用形態に応じた枚数を配布いたします。 短時間任期付職員 ……任期間わず1枚を配布いたします。 短時間会計年度任用職員 ……任期間わず1枚を配布いたします。 短時間再任用職員 ……任期間わず1枚を配布いたします。 ただし、令和4年度を通じて任用の場合、すでに配布済みの組合員には新たに配布はいたしません。 フルタイム会計年度任用職員…未配布の組合員は10月1日以降共済資格の取得月に応じた枚数を配布します。	
36	福利厚生	共通	今回の制度改正で新たに公立学校共済組合員になる者についても、人間ドック等の健康管理事業補助を受けられるのか。 受けられる場合、組合員である任用期間中に申し込みをして、実際に補助等を受けるのは、任用期間外となってしまうても構わないのか。 年度途中からの任用で組合員となった者も申請できるのか。	健康管理事業についても、申込時と受診(参加)時に資格があれば可となります。 ※人間ドックの申し込みは、年度当初に募集し5月中旬締切りとしています。が、締切日以降の追加受付はいたしません。(一般組合員も同様)人間ドックを受けられない方は、健康診断を受けていただくことになります。	

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
37	福利厚生	共通	短期組合員についても、貸付けを受けられるのか。 受けられる場合、返済は任用期間中に完了しなければならないのか。	短期組合員の方は、共済組合の「特別貸付け」をお申込みいただけます。 なお詳細につきましては、共済組合本部が定める貸付規程が正しい次第お知らせします。 ※互助会貸付けは、申込みいただけません。	
38	福利厚生	共通	短期組合員は、ライフプランセミナーに参加できるのか。	御参加いただけます。 ただし、セミナー開催日において、埼玉県又は市町村から給与を受け、公立学校又は県教育委員会の教育機関等に在籍していることが必要です。	
39	福利厚生	共通	短期組合員は、旅行宿泊補助の請求はできるのか。	請求できます。 ただし、任用期間中の旅行に限ります。請求期限は一般の会員と同様です。	
40	福利厚生	共通	短期組合員は、インフルエンザ予防接種補助の請求はできるのか。	請求できます。 ただし、任用期間中に接種した予防接種に限ります。請求期限は一般の会員と同様です。 ※被扶養者の補助については、会員の被扶養者である中学3年生までの子に限る。	
41	福利厚生	共通	短期組合員は、ヘルスアップ支援事業の請求はできるのか。	対象者には6月ごろに請求書を送付します。氏名が印刷された請求書が届いた方が対象者となります。 対象者は、前年度に互助会の医療給付(療養費及び家族療養費)を受けていない会員です。ただし、当該年度4月1日時点で会員資格を取得して13月に満たない者を除きます。	
42	年金	臨時的任用	年金制度が「公務員の共済組合に加入」から、「日本年金機構(一般厚生年金)に加入」となることで、年金の面で変化はあるのか。	【将来の年金受給について】 ・「厚生年金」(2階部分)については、一般厚生年金も共済組合の厚生年金も同一の給付水準です。 ・共済組合に加入した場合、「年金払い退職給付」(新3階部分)の掛金を積み立て、将来「退職年金」を受給できる制度になっています。共済組合独自の制度であるため、日本年金機構はこういった制度設計になっておりません。 【既に年金を受給している方について】 ・公務員の共済組合から、「経過の職域加算額」(旧3階部分)を含む老齢年金や障害年金を受給している方が、日本年金機構に加入しますと、「経過の職域加算額」が全額支給となります。 (共済組合へ加入中、「経過の職域加算額」は全額支給停止)	

項番	種別	対象者	質問	回答	根拠等
43	ライフサポート保険	共通	短期組合員についても、ライフサポート保険の申し込みができるのか。 できる場合、保険料の支払いや保障はどのようになるのか。	短期組合員も共済組合員であることから、教職員互助会に加入することになります。互助会員は、ライフサポート保険に申し込むことができます。短期組合員の場合、保険の募集期間に互助会員であり、保険期間開始日まで引き続き互助会員である方が申し込みできます。 保険料の支払い方法は本採用の互助会員と同様、県費支弁教職員は給与天引き、市町村費等支弁教職員は指定口座から引き落としとなります。保障内容は本採用の互助会員と同じです。 保険期間中に互助会員でなくなった場合は、退職者として継続することができます。脱退する場合は、退職日が属する月分まで保険料を支払います。	
44	団体損害保険	共通	短期組合員についても、団体損害保険の申し込みができるのか。 できる場合、保険料の支払いや保障はどのようになるのか。	互助会員は、団体損害保険に申し込むことができます。短期組合員の場合、保険の募集期間に互助会員であり、保険期間開始日まで引き続き互助会員である方が申し込みできます。 保険料の支払い方法は本採用の互助会員と同様、県費支弁教職員は給与天引き、市町村費等支弁教職員は指定口座から引き落としとなります。保障内容は本採用の互助会員と同じです。 保険期間中に満48歳以上で退職した場合は、退職者として継続することができます。脱退する場合は、退職日が属する月分まで保険料を支払います。	
45	公務員賠償責任保険	共通	短期組合員についても、公務員賠償責任保険の申し込みができるのか。 できる場合、保険料の支払いや保障はどのようになるのか。	地方公務員の身分を有する互助会員は、公務員賠償責任保険に申し込むことができます。短期組合員の場合、保険の募集期間に互助会員であり、保険期間開始日まで引き続き互助会員である方が申し込みできます。 保険料の支払い方法は本採用の互助会員と同様、県費支弁教職員は給与天引き、市町村費等支弁教職員は払込書による納付となります。保障内容は本採用の互助会員と同じです。 転出・退職後、保険期間満了時(10月1日)に自動脱退となります。	
46	生命保険 団体取扱い	共通	短期組合員についても、生命保険の団体取扱いができるのか。 できる場合、手続きはどのようになるのか。	生命保険の団体取扱いとは、互助会員が、互助会が団体取扱いを行う保険会社の生命保険を契約している場合に、保険料を給与天引きとし、保険料の団体割引が適用されるということです。 給与天引きできない市町村費等支弁教職員については、所属所において保険料を払い込んでいただく必要があります。 互助会員である期間は、団体取扱いとすることができですので、希望する場合は、加入している保険会社へ連絡し手続きを行ってください。 【注意点】 申込から給与天引きが開始されるまでに期間が空きますので、任用期間が短い場合は申し込んでいただいても団体扱いできないことがあります。 また、支給される給与額が少なく、保険料が給与天引きできない場合は、団体取扱いが終了となります。	
47	退職互助制度	共通	短期組合員は、退職会員互助制度に加入することができるのか。	退職会員互助制度の加入資格は、「互助会員であって、満48歳以上で退職しその資格を喪失した者」であるので、要件を満たせば加入することができます。	